

# 特別養護老人ホーム こもればの丘 料金表

令和4年1月1日現在

## 1.基本料金（1日あたり）

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位	652	720	793	862	929
自己負担割合	1割負担（円）	697	769	847	921	993
	2割負担（円）	1,393	1,538	1,694	1,842	1,985
	3割負担（円）	2,089	2,307	2,541	2,762	2,977

※居室は全室ユニット型個室です。

※さいたま市は3級地のため、介護報酬率は10.68となります。

## 2.居住費及び食費

負担段階	居住費	食費	1日
第1段階	820	300	1,120
第2段階	820	390	1,210
第3段階①	1,310	650	1,960
第3段階②	1,310	1,360	2,670
第4段階	2,500	1,580	4,080

①世帯全員が市民税非課税であること  
 ②配偶者が市民税非課税であること  
 ③定められた資産基準に当てはまること  
 上記条件を満たし、申請の上、負担限度額認定証が確認できる方のみ適用となります。

市民税課税世帯の方

## 3. 加算(裏面参照)

## 4. 1か月の施設利用料金（1+2+3（裏面の加算参照、★のみ含む））

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1割負担	59,495	61,912	64,509	66,963	69,346
	2割負担	85,386	90,222	95,415	100,323	105,087
第2段階	1割負担	62,195	64,612	67,209	69,663	72,046
	2割負担	88,086	92,922	98,115	103,023	107,787
第3段階①	1割負担	84,695	87,112	89,709	92,163	94,546
	2割負担	110,586	115,422	120,615	125,523	130,287
第3段階②	1割負担	105,995	108,412	111,009	113,463	115,846
	2割負担	131,886	136,722	141,915	146,823	151,587
第4段階	1割負担	148,295	150,712	153,309	155,763	158,146
	2割負担	174,186	179,022	184,215	189,123	193,887
	3割負担	200,077	207,332	215,121	222,483	229,628

+

最初の1か月は初期加算と安全体制対策加算があるので・・・

1割負担の方はおよそ+1,000円

2割負担の方はおよそ+2,000円

3割負担の方はおよそ+3,000円

※1か月30日の概算です。1か月の日数によって料金は変動します。

※加算については、成果による単位の増減が発生し、金額が変動することがあります。

## 5. 介護保険給付の対象とならない利用料金

◆特別な食事代 実費

お酒などの嗜好品や外食時の費用等

◆理髪代 実費

◆クラブ活動費 実費

利用者の希望によって参加した場合の材料費等

◆電気器具使用料（50円/日）

居室で個人が使用する電化製品の電気代（1品目につき）

◆予防接種代 実費

◆その他の費用 実費

①個人の希望する日用品（BOXティッシュ・口腔ケア用品等）

②個人にご負担いただくことが適当であると思われるもの

◆医療費やお薬代

### 【3.加算】（★が表面の1か月の施設利用料金に含まれている加算です）

	加算	単位数	備考
	初期加算	30 /日	入所日から30日算定、あるいは30日を超える入院の退院後30日算定
★	日常生活継続支援加算Ⅱ	46 /日	重度な方を積極的に受け入れ、日常生活継続支援に取り組む
★	看護体制加算Ⅰ－口	4 /日	看護師の配置。
★	看護体制加算Ⅱ－口	8 /日	夜間通しての看護職員との連携。
★	夜勤職員配置Ⅱ－口	18 /日	基準を満たした夜勤職員の配置。
	外泊加算	246 /日	入院、外泊の翌日から6日間算定。月末から月初にかかる場合は最大12日間算定。
	栄養マネジメント強化加算	11 /日	管理栄養士による栄養管理が行われている場合。
	療養食加算	6 /回	医師の指示による食事療法への対応。1日3回まで。
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 /月	定期的にADL値等の根拠を厚生労働省へ提出し、ケアに活かした場合。
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 /月	根拠を持って褥瘡への対応を行った場合。
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 /月	褥瘡悪化防止、改善できた場合。
	排せつ支援加算Ⅰ	10 /月	排せつに対する評価に合わせた支援を行った場合。
	排せつ支援加算Ⅱ	15 /月	排尿・排便状況の改善ができた場合またはおむつ使用をトイレへ改善できた場合。
	排せつ支援加算Ⅲ	20 /月	排尿・排便状況の改善ができた場合かつおむつ使用をトイレへ改善できた場合。
	自立支援促進加算	300 /月	寝たきり防止への支援を行った場合。
	ADL維持等加算Ⅰ	30 /月	ADL維持に対する支援を行った場合。
	ADL維持等加算Ⅱ	60 /月	ADLの維持向上が図れた場合。
★	安全体制対策加算	20 /回	新規入所に際し、予め事故防止へ対応を図った場合。（入所時1回）
★	介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数の8.3%	
★	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数の2.7%	